

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

2014年（平成26年）3月18日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

1,378,010円

2 相手方

藤沢市

3 事故の概要

2005年（平成17年）5月19日、藤沢市民病院において、右下腿切創部の治療を行った際に、同部位内に迷入していたガラス片を摘出せず縫合したことにより、疼痛及び運動制限等の損害を与えたもの

提案理由

藤沢市民病院における医療事故に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。